

6月30日は 「犯罪被害を考える日」

日常に突然降りかかる犯罪被害
みんなで犯罪被害について考え、
犯罪被害者等を理解し、支える社会をめざします



二人姉妹のたった一人の最愛の姉を、平成28年10月21日に身勝手な加害者によって命を奪われました。当日の朝、いつものように「行って来ます」と元気に仕事に出掛けた姉が、たった1時間後に事故に遭いました。

3時間40分後、姉は搬送先の病院で息を引き取りました。
(中略)

毎朝、目が覚める度に、姉が居ないのは夢では無いという大きな喪失感と深い哀しみで、1日が始まります。姉の遺影を見て、何故こんな形でしか会う事が出来ないのか、加害者は毎日当たり前の様に愛する家族に会えているのに、何故私達は会えないのかと悔しさと怒りで遣りきれません。



(手記の掲載ページ)

『犯罪被害者等の手記』第4集 藤村恵子さん「あの日に戻りたい」から抜粋

■犯罪被害者週間標語

よりそう手 つないでできる 心の輪

《作品コンセプト》

犯罪被害者のドキュメンタリー番組を見て、被害に遭った方も、その方に寄り添い手を差し伸べる方も、元々は同じ普通の生活を送っていた方々だということを実感しました。被害に遭われた方の気持ちを100パーセント理解することは難しいですが、寄り添いたいと思う人達の気持ちがつながり大きな優しい心の輪になれば、犯罪被害者の方の悲しみをやわらげる大きな力になるのではないかと思います、この標語を作りました。



©2015秋田県んだっ子

お問い合わせ

秋田県生活環境部県民生活課安全安心まちづくり・交通安全チーム
☎018-860-1522

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

秋田県では秋田県犯罪被害者等支援条例で 6月30日を「犯罪被害を考える日」と定めています

秋田県犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が、平穏な生活を早く取り戻すことができるよう、支援の目的や理念を県民が共有し、地域全体で支えていくことをめざしています

県民のつとめ

犯罪被害者等のおかれている状況を理解し、名誉や生活を傷つけないこと

犯罪被害にあうということ

本人や家族、遺族は、身体的にも精神的にも苦しみを受けます

犯罪そのものによる心身の痛みだけでなく、その後も犯罪によって受けた傷と向き合うこととなります

興味本位のうわさや誤解による中傷、過度の報道などによって平穏な日常がうばわれることもあります

わたしたちにできること

被害者本人やその家族、遺族のために何ができるのか
家族や友だちが被害にあったらどう向き合えばいいのか

～わたしたち一人ひとりが犯罪被害者等を思いやり
その声に耳をかたむけ考えることが大切です～

※犯罪被害者等とは

犯罪などにより被害を受けた人やその家族・遺族をいいます

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」



秋田被害者支援センター(☎0120-62-8010)、秋田県県民生活課(☎018-860-1522)のほか、各警察署、各地域振興局や各市町村で、犯罪被害者等の相談を受け付けています。

「ほっとハートあきた」では、性暴力の被害に関する相談を受け付けています。

(☎『#8891』ただしNTTひかり電話からは☎『0120-8891-77』)

